

## 協働の新しい「契約」を考えてみよう

NPOや市民活動団体として、行政からの委託や助成、補助を受ける時について回る“契約書”。関わったことがある人なら、「なんか窮屈!」とか「すごく損してる気分」…なんて感じたことありませんか?

5月16日(日)に、さばえNPOサポートの主催で開催された「市民活動団体と行政との契約に関する勉強会」では、講師に世古一穂氏(NPO研修・情報センター代表理事)を迎え、市民活動団体と行政の“あるべき協働の姿”を核に、新しい時代の、新しい契約のあり方を考えました。

### ●これまでは「土木工事」っぽい契約書?

「新しい公共」の担い手として、NPOや市民活動団体が注目されていますが、行政との間で結ばれる契約書の形は、もともと公共事業に使われていたものがモデルとなっています。

請負契約的な色合いが強く、「発注側」「請負側」という図式の中で、行政に有利な内容になっていることがほとんどです。

また、1人あたりの人件費等に充てられる金額も、平均年収の半分以下の場合も多く、「行政がワーキングプアを作り出しているのでは」と批判されることもあります。

### ●「協働契約書」という考え方

公共事業の多くは、「何メートル幅の道路を何キロ」という目に見える成果が対象で、内容についても細かく決められた「指令書」的な契約が“似合っ”いたとも言えます。

ただ、「新しい公共」が担う事業には様々な分野があり、必ずしも過去の公共事業的な契約が有効とは限りません。

協働の現場では、人が中心となって“目に見えない”成果を目標とするものもたくさんあります。

それを少しでも現場に合った形にするために、「協定書」や「役割分担表」といったものを活用する自治体もありますが、そもそも協働で進めていくことの“基本的な考え方”が反映されていないことが多いのも事実です。

そこで世古氏が提唱しているのが「協働契約書」。

事業に対する理解のズレや、人間関係だけに頼った協働はトラブルの元にもなります。それを、事業の理念も含めて文章にし、契約書にすることで、協働事業そのものの足下をしっかりとらせることができるというものです。

### ●行政とNPO、それぞれの責任

「新しい公共」の中の協働事業に問題が発生した場合、迷惑を被るのは「市民」です。

これまで、行政が公共事業的な契約を交わしていたのにも、「最終的な責任は行政にある」という立場での理由が



◀会場風景。意見・質問も多く出された。

講師の世古一穂(せこ かずほ)氏 ▶



ありました。

逆に言えば、市民活動団体やNPOが、行政と対等な立場で協働事業を行うのであれば、そこには、これまで行政が負っていた「責任」や「義務」が生まれてきます。

「協働契約書」の考え方には、これまで市民活動団体側に欠けがちだった、市民に対する責任や情報公開といった問題に光を当てる側面があるとも言えるでしょう。

### ●まずは、新しい視点で考えてみる

「協働契約書」という考え方は、現在の民法には存在しません。また、協働事業の多様性や、最終的な評価のあり方、地域との整合性など、実現にいたるまでの課題は決して少ないとは言えないでしょう。

それでも、「過去の契約スタイルありき」の発想から抜け出して、より良い契約の形を考えるためには、意味のある機会になったと思います。

ある程度専門的な内容だったにもかかわらず、今回の勉強会には、8団体・30名近い方の参加がありました。

その中の5分の1が行政関係者だったことは、ある意味、この会の意義を感じた部分でもあります。

皆さんも、新しい視点で協働契約を考えてみませんか?